

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し検討に係る事業者団体等からの意見について

1 意見照会の概要

(1) 目的

受動喫煙防止条例の見直し検討にあたり、条例対象施設に係る事業者団体等や禁煙推進団体などに対して、条例への対応状況や条例に対する意見等について文書で照会して、その意見等を把握し、見直しを行う際の資料とする。

(2) 実施期間

平成 25 年 6 月 17 日～ 7 月 1 日

(3) 照会内容

条例の目的に対する意見 条例の対応状況 条例の効果や影響
条例の内容や施行方法等、条例に対する意見、要望

(4) 照会及び意見提出方法

郵送で各団体等に照会し、電子メール、ファクス等で提出

(5) 照会先及び提出状況

区 分		照会数	提出数		
第 1 種施設 施設管理者 関係	教育施設	60	166	16	56
	医療施設	6		4	
	劇場・映画館	1		0	
	運動施設	2		2	
	公衆浴場	1		0	
	百貨店・商店	8		0	
	金融機関	1		0	
	公共交通機関	18		7	
	社会教育施設	2		1	
	福祉施設	4		1	
	官公庁施設（国機関）	30		7	
	官公庁施設（市町村）	33		18	
第 2 種施設 施設管理者 関係	飲食・遊興店	12	23	5	8
	宿泊施設	3		1	
	娯楽施設	4		1	
	その他サービス等（理美容・クリニック）	3		1	
	第 2 種施設全般	1		0	
その他施設管理関係（ビルメンテナンス）		1		0	
たばこ関係	たばこ販売	1	5	1	5
	たばこ製造販売	4		4	
禁煙推進団体		2		2	
青少年関係（PTA協議会）		4		0	
県内経済団体		4		0	
かながわ健康プラン 2.1 推進会議		21		8	
計		226		79	

2 主な提出意見

条例の目的に対する意見

健康を守る上で、条例の趣旨に賛同する。〔教育施設(1、4、7、11、12)、医療施設(20)、公共交通機関(26)、福祉施設(31)、官公庁施設(32、39、41、45、46、48、51、54、55)、飲食・遊興店(58)、健康プラン21推進会議(77)〕

受動喫煙防止の環境整備を事業者の自己責任に帰すると、実効性ある環境整備がほとんど進まないことが他都道府県の状況からも明らか。〔禁煙推進(70)〕

医療費に対する削減効果も謳ってよいのではないか。〔健康プラン21推進会議(79)〕

今後、条例の目的が拡大解釈され、飲食業界にこれまで以上の制約や設備投資が増えることを懸念。条例の目的の今一度の県民理解と周知徹底が必要。〔飲食・遊興店(61)〕

目的は十分に理解するが、たばこが合法的、成人の嗜好品とされている限り、喫煙者の喫煙権を守ることも重要である。〔飲食・遊興店(60)〕

「禁煙環境の整備」との文言を取り出して、公共的施設における将来的な全面禁煙化を企図することは反対。〔たばこ製造販売(67)〕

条例への対応状況

条例施行に合わせて屋内の喫煙場所を廃止した。〔教育施設(6)〕

関連団体とともに、受動喫煙防止のルールが定着するよう啓発活動を行った。〔医療施設(17)〕

県保健福祉事務所と連携し、受動喫煙に関する啓発活動を実施。〔官公庁施設(44)〕

分煙化による受動喫煙防止の啓蒙活動に努めてきた。〔飲食・遊興店(60)〕

組合で準備した統一規格の「喫煙、禁煙、分煙プレート」を全ホールに配付し、客に趣旨を理解してもらっている。掲示状況も検証している。〔娯楽施設(63)〕

地域の商店街と連携した店頭表示による受動喫煙防止対策を積極的に実施。〔たばこ販売(65)〕

条例の効果や影響

もともと施設内禁煙を実施していたため、施行による影響は特にない。〔教育施設(5)〕

条例が根拠となることで、受動喫煙防止対策のための予算が獲得しやすくなった。〔教育施設(14)〕

喫煙場所以外で喫煙する者がいなくなった。〔教育施設(7)、官公庁施設(32)〕

喫煙者、非喫煙者を問わず利用者の受動喫煙防止意識が高まった。〔官公庁施設(41、46、48)〕

たばこのポイ捨てが減少し、道路や歩道及び公共施設等の環境美化にも効果が表れている。〔官公庁施設(41)〕

遊技客はホールの努力義務を理解し、受動喫煙防止に向けた設備の設置等に理解を示してきている。〔娯楽施設(63)〕

他県に比べ、施設内の禁煙が進んでいると感じている。〔健康プラン21推進会議(76)〕

喫煙ボックスがあるが、屋外で吸うより受動喫煙率(煙の量)が増えていると思う。〔教育施設(11)〕

規制の対象外である屋外や私有地でのたばこの煙による被害を訴える市民が増えた。〔官公庁施設(39、45、51)〕

全面禁煙とした店舗は、客離れが進み、大巾な営業不振となった。チェーン店では廃業により経営権が代わった店舗も表われた。〔飲食・遊興店(60)〕

喫茶店で全面禁煙を実施した加盟店の売上げは平均 30%減少し、全面禁煙にした第2種施設では閉店に追い込まれた店舗があったことも事実。また、民間施設への罰則適用開始により事業環境は一段と悪化し、特に県境に位置する事業者にとって、条例による売上減少は深刻な問題。〔飲食・遊興店(61)〕

計数をもつての提示は不可能だが、少なからず影響はあったものと思慮する。〔宿泊施設(62)〕

たばこ販売店の売上の影響について、全国的に喫煙率が減少傾向になるなか、条例の施行により県内たばこ需要が減少し、神奈川県と兵庫県のみが更なる事業環境の悪化を強いられている状況にある。〔たばこ販売(65)〕

条例の内容や施行方法等、条例に対する要望

全面的に公共の場（道路含む）での禁煙を決定してほしい。〔教育施設(12)〕

飲食店でアルバイトをする学生の受動喫煙状況が、なかなか改善されない。今後の検討をお願いしたい。〔教育施設(14)〕

条例は、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」から大きくかけ離れている状況。今後の行政による効果的なルールづくりの再検討、再強化が必要。〔医療施設(17)〕

条例の適応範囲の拡大（商店や駅周辺、共同住宅のベランダを含む共用部分）。〔官公庁施設(39)〕

施設の出入口等、非喫煙者が利用せざるを得ない場所も何らかの規制が必要ではないか。〔官公庁施設(40)〕

子ども達の利用施設や全ての飲食店を禁煙か分煙にすべき。不可能な場合も表示を徹底させるなどの見直しを期待。〔官公庁施設(41)〕

特例第2種施設は、改正しないよう要望。〔飲食・遊興店(57)〕

条例そのものを変えことなく県民への周知活動を徹底してほしい。また、分煙等にかかる費用について、早急に助成制度の確立を強く願う。〔飲食・遊興店(59)〕

県民の健康と経済影響の双方を総合的に判断し、条例の現状維持を望む。その双方が両立できるよう、県へは事業者が実施する対策の支援や官民一体となった連携を望む。〔飲食・遊興店(61)〕

全国的に見て、まだまだ浸透していないのが実感。少なくとも首都圏における実施状況を捉え、判断することが賢明と考え、現状の規制内容とすることを望む。〔宿泊施設(62)〕

条例を変更すれば、事業者へ設備投資等の更なる負担を強いる可能性があること、現行条例の認知が深まりつつある中で、関係者の混乱を招く可能性があることが懸念される。〔たばこ製造販売(66)〕

公共的施設における一律的な全面禁煙、及び将来的な全面禁煙化を企図した段階的な規制強化には反対。また、条例に依らずして民間事業者の受動喫煙防止対策を促進する方策の検討も併せて要望する。〔たばこ製造販売(67)〕

喫煙店、禁煙店は、利用者が選択出来ることであり、事業者が喫煙、禁煙、分煙を明確に表示することで良いのではないか。〔飲食・遊興店(60)〕